

議案第7号

幸手市都市計画法に基づく開発許可等の基準に関する条例の一部を改正する条例

幸手市都市計画法に基づく開発許可等の基準に関する条例（平成17年条例第9号）の一部を次のように改正する。

第5条第1項ただし書及び第6条ただし書中「第8条第1項第2号ロからニまで」を「第29条の9各号」に改める。

附 則

この条例は、令和4年4月1日から施行する。

令和4年2月18日提出

幸手市長 木村純夫

提 案 理 由

都市計画法施行令の一部改正に伴い、市街化調整区域における開発行為等ができる区域から除外する土地の区域に係る引用条項の改正をしたいので、この案を提出するものである。